# **ほう素等について**

資料 １－３

**１　ほう素等の性状等**

ほう素等（ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物）の性状等は表１に示すとおりである。

表１　ほう素等の性状等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 性状 | 人への主な健康影響 | 用途及び発生源 |
| ほう素及び  その化合物 | ほう素は様々な化合物を形成するが、自然界で多くはほう砂等として存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。 | ラットを用いた催奇形性試験における胎児の体重増加抑制  高濃度の摂取による嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等の発症 | 電気めっき工程の緩衝剤・めっき液として、また、うわ薬等製造工程等でほう酸を使用するほか、原料に由来してほう素を含む排水が排出される。  ほう素を排出する主要な業種としては、鉱業、石炭火力発電所、うわ薬瓦・うわ薬製造業等がある。 |
| ふっ素及び  その化合物 | 化学的作用は極めて強く、すべての元素と直接反応する。自然状態ではホタル石等の形態で存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在する。 | 過剰な摂取による斑状歯の発症 | 金属の研磨やステンレスの洗浄目的で使用するほか、原料として使用するホタル石に由来してふっ素を含む排水が排出される。  ふっ素を排出する主要な業種としては、鉄鋼業、無機薬品製造業、フルオロカーボン製造業等がある。 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 各々、アンモニアイオン、硝酸イオン及び亜硝酸イオンの化合物。基準値はこれら化合物中の窒素量として定義される。環境中には硝酸・亜硝酸性窒素のまま、もしくはその他の窒素化合物として排出される。  窒素化合物は環境中で形態変化して硝酸性窒素を生成し、アンモニア性窒素は好気的条件下で微生物の働きにより硝化され、亜硝酸性窒素を経て、硝酸性窒素を生じる。 | 乳幼児のメトヘモグロビン血症の発症 | 電気めっきにおける洗浄剤・防錆剤、希土類精鉱の溶解剤、その他、製品の触媒等として用いられる。  硝酸・亜硝酸性窒素やアンモニア性窒素は、これらを製造・使用する工場・事業場から排出されるほか、生活排水、人や家畜のし尿等として広く排出される。また、窒素肥料の施用も発生源となる。 |

資料：「ほう素、ふっ素、アンモニア及び硝酸・亜硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直しについて（案）

に対する意見募集参考資料（平成16年3月環境省）」、「中央環境審議会水環境部会資料（令和元年５月環境省）」より作成。

**２　ほう素等に係る排水基準について**

**（１）ほう素等に係る排水基準**

ほう素等は、水質汚濁防止法施行令の改正により、平成13年７月１日に有害物質に追加され、排水基準を定める省令により、排水量に関わらず、全ての法対象事業場に対し、一律の排水基準が定められている。

大阪府では、水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）を改正し、平成14年４月１日から、ほう素等の排水基準を定めている。

このうち、図１（７ページ）に示す上水道水源地域に排出水を排出する法対象事業場及び条例対象事業場に対しては、水道水源の安全性を確保するため、環境基準並みの排水基準を適用している。また、上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する法対象事業場に対しては水質汚濁防止法の排水基準を適用し、条例対象事業場に対しては法の排水基準と同じ排水基準を適用している。

海域に排出水を排出する法対象事業場及び条例対象事業場に対しては、ほう素については、上乗せ条例及び生活環境保全条例で、上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する事業場と同じ排水基準をそれぞれ適用している。ふっ素及びアンモニア等については、法対象事業場に対しては水質汚濁防止法の排水基準を適用し、条例対象事業場に対しては法の排水基準と同じ排水基準を適用している。

以上の排水基準の適用状況は表２に示すとおりである。

表２　ほう素等に係る排水基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | | | | 法対象事業場 | | 生活環境保全条例対象事業場 | （参考）  環境基準 |
| 水質汚濁防止法  （一律排水基準） | 上乗せ条例 | 生活環境保全条例 |
| ほう素及びその化合物 | 上水道水源地域 | | | | 10mg/L | 1mg/L | 1mg/L | 1 mg/L  （海域には適用しない） |
| 上水道水源地域以外の地域 | | | | － | 10mg/L |
|  | 海域 | | | 230mg/L | 10mg/L | 10mg/L |
| ふっ素及びその化合物 | 上水道水源地域 | | | | 8mg/L | 0.8mg/L | 0.8mg/L | 0.8 mg/L  （海域には適用しない） |
| 上水道水源地域以外の地域 | | | | － | 8mg/L |
|  | | 海域 | | 15mg/L | － | 15mg/L |
| ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 上水道水源地域 | | | | 100mg/L | 10mg/L | 10mg/L | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒  素として  10mg/L |
| 上水道水源地域以外の地域 | | | | － | 100mg/L |
|  | | | 海域 | 100mg/L |

注）ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準値については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量とする。

**（２）ほう素等に係る暫定排水基準**

**（暫定排水基準適用の経緯）**

排水基準の適用に当たっては、水質汚濁防止法、上乗せ条例及び生活環境保全条例ともに、経過措置として、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対し、期間を定めて暫定排水基準を適用している。この経過措置については、過去3年ごとに見直しが行われてきた。

その結果、水質汚濁防止法の暫定排水基準の適用業種は、当初は40業種であったが、製造工程の見直しや使用する薬品の切り替え、排水処理技術の向上等により排水中の濃度が低減していることなどを踏まえ、現在の暫定排水基準（令和元年7月1日適用開始）では11業種となっている（表３のとおり）。

また、上乗せ条例及び生活環境保全条例の暫定排水基準の適用業種は、当初は40業種であったが、府内における上記と同様の状況を踏まえ、現在の暫定排水基準（平成29年4月1日適用開始）では13業種となっている。

**（上乗せ条例及び生活環境保全条例における暫定排水基準の適用状況）**

法対象事業場及び条例対象事業場に対する現在の暫定排水基準の適用状況は、表４及び表５に示すとおりである。

表３　水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素、アンモニア等に係る暫定排水基準



表４　法対象事業場に対する上乗せ条例に基づく暫定排水基準の適用状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 暫定排水基準 | | 暫定排水基準がない場合に適用される基準 | | 備考 | |
| 業種区分 | (mg/L) | (mg/L) | 根拠 |
| 上水道水源地域 | ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 50  (自然  湧出)  30  (自然湧　出以外) | 法の暫定排水基準 | ・法の排水基準は８mg/Lであるが、法の暫定排水基準として、日平均排水量が50m3未満のものに対して、50mg/L(自然湧水)又は30mg/L(自然湧水以外)、50m3以上のものに対しては15mg/Lとされている。  ・上乗せ条例で、30m3以上50m3未満のものに対して、法の50 m3以上の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 | |
| アンモニア等 | 畜産農業 | 600 | 10 | 上乗せ条例の一般排水基準 | 既  設  事  業  場  の  み  に  適  用 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| 下水道業 | 20 | ・上乗せ条例で、事業場の排水処理の困難性を踏まえて定めた基準値を適用している。 |
| し尿処分業（化学処理を行うもの） | 30 |
| 上水道水源地域以外の地域  (海域除く) | ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 50  (自然  湧出)  30  (自然湧　出以外) | 法の暫定排水基準 | ・法の排水基準は８mg/Lであるが、法の暫定排水基準として、日平均排水量が50m3未満のものに対しては、旅館業は50mg/L(自然湧水)又は30mg/L(自然湧水以外)、電気めっき業は40mg/L、50m3以上のものに対してはいずれも15mg/Lとされている。  ・上乗せ条例で、30m3以上50m3未満のものに対して、50 m3以上の排出基準と同じ基準値を適用している。 | |
| 電気めっき業（日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 40 | 法の暫定排水基準 |
| 海域 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 10 | 上乗せ条例の一般排水基準 | ・上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する法対象事業場に対する法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 | |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 40 |
| うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの） | 140 |
| 貴金属製造・再生業 | 40 |
| 金属鉱業 | 100 |
| 電気めっき業 | 30 |
| 旅館業（温泉を利用するもの） | 500 |
| 下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定※のもの） | 50 |
| ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 50  (自然  湧出)  30  (自然湧　出以外) | 法の暫定排水基準 | ・法の排水基準は15mg/Lであるが、法の暫定排水基準として、日平均排水量が50m3未満のものに対しては、旅館業は50mg/L(自然湧水)又は30mg/L(自然湧水以外)、電気めっき業は40mg/Lとされている。なお、50 m3以上のものには暫定排水基準は適用されていない。  ・府では、30m3以上50m3未満のものに対して、50 m3以上の排出基準と同じ基準値を適用している。 | |
| 電気めっき業（日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 40 | 法の暫定排水基準 |

※ΣCi・Ｑi/Qが10を超えるもの。

Ci：旅館業に属する特定事業場の排水の通常のほう素濃度

Qi：旅館業に属する特定事業場の通常の排水量

Q：当該下水道の通常の排水量

表５　条例対象事業場に対する生活環境保全条例に基づく暫定排水基準の適用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 暫定排水基準 | | 暫定排水基準がない場合に適用される基準 | | 備考 |
| 業種区分 | （mg/L） | （mg/L） | 根拠 |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域以外 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 10 | 生活環境保全条例の一般排水基準 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 40 |
| うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの） | 140 |
| 貴金属製造・再生業 | 40 |
| ふっ素 | ほうろう鉄器製造業 | 12 | 8 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| うわ薬製造業 | 12 |
| アンモニア等 | 酸化コバルト製造業 | 160 | 100 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| 畜産農業 | 600 |
| ジルコニウム化合物製造業 | 700 |
| モリブデン化合物製造業 | 1,500 |
| バナジウム化合物製造業 | 1,650 |
| 貴金属製造・再生業 | 2,900 |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 10 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 40 |
| うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの） | 140 |
| 貴金属製造・再生業 | 40 |
| アンモニア等 | 酸化コバルト製造業 | 160 | 100 | ・法の暫定排水基準と同じ基準値を適用している。 |
| 畜産農業 | 600 |
| ジルコニウム化合物製造業 | 700 |
| モリブデン化合物製造業 | 1,500 |
| バナジウム化合物製造業 | 1,650 |
| 貴金属製造・再生業 | 2,900 |



1. 豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域
2. 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
3. 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
4. 中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
5. 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
6. 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
7. 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域
8. 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
9. 貝塚市蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域
10. 泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
11. 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
12. 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
13. 泉南市葛畑配水池取水地点から上流の公共用水域に係る地域
14. 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域

図１　上水道水源地域（網掛け部）

# **３　府域の公共用水域等におけるほう素等の測定結果**

## **（１）公共用水域**

公共用水域の水質測定計画に基づく、平成28年度から30年度における測定の実施状況と結果の概要は次に示すとおりである。

1. ほう素

河川では、平成28年度及び29年度は137地点、30年度は135地点において延べ1,063検体の測定を実施しており、表６に示すとおり、12地点で環境基準の超過があったが、いずれも、大阪湾の河口に近い地点であることから、海水の影響によるものと考えられる。

1. ふっ素

河川では、平成28年度及び29年度は137地点、30年度は135地点において延べ1,089検体の測定を実施しており、表６に示すとおり、１地点で環境基準の超過があったが、海水の影響によるものと考えられる。

1. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

河川では、平成28年度から30年度までに139地点において延べ1,375検体、海域では、22地点において延べ510検体の測定を実施しており、河川・海域とも環境基準超過はなかった。

## **（２）水道原水**

水道事業体による平成29年度における水道原水の水質測定結果は表７に示すとおりであり、全ての測定結果が環境基準値（水道水質基準値と同じ）以下であった。

表６　公共用水域におけるほう素等の環境基準超過事例（平成28～30年度）

※環境基準を超過した地点の一覧を示す。



表７　河川水・湖沼水を取水する水道原水におけるほう素等の測定結果（平成29年度）

1. ほう素



表７　河川水・湖沼水を取水する水道原水におけるほう素等の測定結果（平成29年度）

1. ふっ素



表７　河川水・湖沼水を取水する水道原水におけるほう素等の測定結果（平成29年度）

③硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

